

福岡市障がい福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第51条の3、第51条の4、第51条の32、及び第51条の33の規定、児童福祉法第21条の5の27、第21条の5の28、第24条の19の2において準用する第21条の5の27及び第21条の5の28、第24条の39及び第24条の40の規定並びに障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成24年3月30日障発0330第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下、「検査指針」という。）に基づき、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障がい児事業者等、指定障がい児入所施設等の設置者及び指定障がい児相談支援事業者（以下、「障がい福祉サービス事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一的な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査実施機関)

第2条 福岡市が所管する障がい福祉サービス事業者等に対して実施する検査等の実施機関は、福祉局障がい者部障がい福祉課、こども未来局こども部こども発達支援課とする。

(検査)

第3条 検査は、検査指針を踏まえ、次のとおり実施するものとする。

(1) 一般検査

- ① 一般検査は、業務管理体制の整備に関する事項の届出（以下「届出」という。）の内容を確認するため、当該届出があった日から概ね3年ごとに実施するものとする。
その際、毎年度末までに、様式第1号により、翌年度の検査実施計画を策定するものとする。
- ② 一般検査は、障害福祉サービス事業者等から書面で報告等を徴収する書面検査を基本とし、必要に応じて、障がい福祉サービス事業者等の従業者に出頭を求め、面接により届出の内容等について聴取する面接検査の方法、又は障がい福祉サービス事業者等の指定サービス事業所その他関係のある場所へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する立入検査の方法により行うものとする。
- ③ 一般検査は、障がい福祉サービス事業者等に対する実地指導又は監査と合わせて行うことができる。
- ④ 一般検査の結果、第6条に定める行政上の措置には至らないで改善を要する事項については、様式第5号により通知するものとし、改善の状況について、期限を付して報告を求める。なお、書面検査に関しては、改善を要すると認められた事項がなかった場合、検査結果の通知は省略する。

(2) 特別検査

- ① 特別検査は、障がい福祉サービス事業者等の指定取消処分相当の事案が発覚した場合、又は関係都道府県又は市町村からの求めがあった場合に、実施するものとする。
- ② 特別検査の実施にあたっては、障がい福祉サービス事業者等の指定サービス事業所その他関係のある場所へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、指定取消処分相当の

事案への組織的関与の有無を検証する。ただし、立ち入りによる検証が困難な場合は、当該事業者の役員等に出頭を求めるなど適切な方法により、検証を行うものとする。

- ③ 特別検査は、障がい福祉サービス事業者等に対する実地指導又は監査と合わせて行うことができる。
- ④ 特別検査の結果については、様式第5号により通知するものとし、第6条に定める行政上の措置には至らないで改善を要する事項については、改善の状況等について、期限を付して報告を求める。

(3) 実施通知

- ① 一般検査（書面検査）の実施にあたっては、様式第2号により、検査対象となる障がい福祉サービス事業者等に対し通知するものとし、届出内容について別に定める検査調書（自主点検表）の提出を求め、確認する。
- ② 一般検査（立入検査）及び特別検査の実施にあたっては、様式第3号により、検査対象となる障がい福祉サービス事業者等に対し、実施時期、検査担当者の職・氏名、その他必要な事項を通知するものとする。

なお、障がい福祉サービス事業者等に対する実地指導又は監査と併せて実施する場合は、当該実地指導又は監査の実施通知と同時に通知する。

ただし、実効性のある実態把握の観点から必要と認めるときは、実施通知をしないことができる。（実地通知をしない場合は、立入時に速やかに告知するものとする。）

- ③ 前記（1）の②により、障がい福祉サービス事業者等の従業員に出頭を求める場合に当たっては、様式第4号により、検査対象となる障がい福祉サービス事業者等に対し、出頭を求める日時、場所、出頭要請者の職・氏名、その他必要な事項を通知するものとする。

(検査体制)

第4条 検査に当たっては、複数の検査担当職員で実施するとともに、指導監査部局並びに関係部署と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

(検査における留意事項)

第5条 検査に当たっては、以下の留意事項を遵守しなければならない。

(1) 身分を証明する証票の携帯

検査担当職員は、身分を証明する証票を携帯すること。

(2) 検査担当職員の心得

法律に基づいた権限行使であることを自覚し、公正・公平な検査の実施に努めなければならない。

(3) 検証

検査担当職員は、業務管理体制の整備状況の検査に当たって、事実を的確に把握し、問題点を示したうえで、障がい福祉サービス事業者等の説明及び意見を聴取し、その理解や認識を確認すること。また、障がい福祉サービス事業者等の業務管理体制の的確な実態把握等の観点から、随時資料等を求めることができる。

ただし、資料等を求めるに当たっては、障がい福祉サービス事業者等が保持するものを活用し、検査会場で閲覧するなど、真に必要なもの以外は持ち帰ることがないように留意する。

(4) 立入検査終了手続

検査担当職員は、立入検査終了に当たり、立入検査の過程を把握した事実関係について、その内容に両者の間で認識の相違がないことの確認を十分に行うこと。

(行政上の措置)

第6条 検査の結果、次の行政上の措置とる場合は、障害福祉サービス事業者等に対し、様式第6号又は様式第7号により、文書で通知するものとする。

(1) 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

なお、勧告を受けた障がい福祉サービス事業者等が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

勧告を受けた障がい福祉サービス事業者等が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置を取るべきことを命ずることができる。

また、命令した時は、その旨を様式第8号により公示するものとする。

(情報管理)

第7条 検査実施機関は、検査等に関する情報を、福岡市個人情報保護条例及び福岡市公文書規程等に即して、検査及び指導監査の目的以外には使用しないように適切に管理しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか検査等の実施に必要な事項は、障がい者部長、こども部長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年11月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。